
そ の 他

特定調達契約に係る公募型プロポーザルの手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

平成29年1月4日

契約事務受任者

横浜市健康福祉局長 鯉 淵 信 也

1 提案書の招請に付する事項

- (1) 件名及び数量
特定医療費（指定難病）給付システム開発業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市健康福祉局保健事業課及び受託事業者内

2 提案書提出者に係る参加資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書を提出する資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピューター業務」の「細目A システム開発・保守・運用」に登録がある者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の規格によるプライバシーマーク、または、I SMS 認証を取得していること。

3 参加意向申出の手続

本プロポーザルに参加する意向のある者は、次のとおりプロポーザル参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
平成29年1月16日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市健康福祉局健康安全全部保健事業課（担当：小宅（おやけ））
電話 045(671)4040（直通）
- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市健康福祉局健康安全全部保健事業課（担当：小宅（おやけ））
電話 045(671)4040（直通）

4 提案書を提出する資格の喪失

提案書を提出する資格の確認結果の通知後、当該通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書の提出に必要な書類を示す場所等

当該招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書の提出期限の日まで、貸出し・閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市健康福祉局公募型入札発注情報ホームページからダウンロード可能（一部資料は閲覧）。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/koubo/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出し・閲覧を行う。

(1) 貸出・閲覧期間

公告日から平成29年2月15日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出・閲覧場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市健康福祉局健康安全全部保健事業課（担当：小宅（おやけ））

電話 045(671)4040（直通）

7 提案書の提出部課及び提出期限

(1) 提出部課

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市健康福祉局健康安全全部保健事業課（担当：小宅（おやけ））

電話 045(671)4040（直通）

(2) 提出期限

平成29年2月15日午後5時

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書提出者に係る参加資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

(4) 前項第2号の期限までに到着しない提案書

9 受託候補者の特定に関する事項

(1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提出者に対し、その内容についてヒアリング（提案書内容についての質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は、次の基準により行う。

ア 基本的事項

イ 提案にあたっての考え方

ウ 機能要件・非機能要件の実現

エ プロジェクト計画・管理

オ 成果物

カ 会社の実績

キ 技術者の能力・実績

10 その他

(1) 提案書の招請手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取り扱い

返却しない。

(4) 契約締結の交渉

当該プロポーザルにより特定した提案書の提出者に対して、契約締結の交渉を行う。

(5) 停止条件

当該プロポーザルは、平成29年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、プロポーザル案件として成立しない。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract:A development consignment for Incurable Disease Specific Medical Fees Benefit System
- (2) Time-limit to express interests: 5:00 p.m.,16 January,2017
- (3) Time-limit to submit proposal:5:00 p.m. 15 February,2017
- (4) Contact point for the notice: Public Health Affairs Division, Health Security Department, Health and Social Welfare Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045(671)4040